

四日市市告示第 200 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 3 月 29 日

四日市市長 森 智 広

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目 1 2 3 番地 1
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町 2 番 4 号
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号 JR 東急目黒ビル 7 階
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 1 4 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 2 2 - 1 4 N.E.S.ビル N 棟 2 階
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2 丁目 2 - 1 京橋エドグラン 1 3 階
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 - 3 1 SMBC 豊洲ビル
株式会社 DMC aizu	福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7 1 0 5 番地

2 指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類

ふるさと応援寄附金

4 指定納付受託者が歳入の納付事務を行うことができる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(政策推進部広報マーケティング課)